

# 江東区介護保険課納付案内センター業務委託

## 公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

この実施要領は江東区介護保険料の納付案内センター業務委託事業者を公募型プロポーザル方式で選定する手続きについて、必要事項を定めるものとする。

### 2 プロポーザルの趣旨

江東区では介護保険制度の理解を深め、介護保険料の早期納入を促すとともに滞納保険料の解消及び減少を図り、更には近年増加傾向にある外国人被保険者に対する制度周知を図るため、介護保険料の未納者への電話催告及び介護保険料に関する納付案内業務を民間事業者に委託している。

民間事業者のもつ債権回収等の高度なノウハウを活用し介護保険料収納率の一層の向上を図り、負担の公平性を確保するためにも、事業者の選定はプロポーザル方式で実施する。

### 3 件名

江東区介護保険課納付案内センター業務委託

### 4 履行場所

江東区東陽四丁目 11 番 28 号 江東区役所 3 階  
江東区介護保険課納付案内センター

### 5 委託内容

別紙 1 「江東区介護保険課納付案内センター業務委託仕様書」のとおり

### 6 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

ただし、業務実績が良好かつ仕様に変更がない場合、契約を 2 回まで更新することができる。

## 7 委託限度額

9, 900千円（税込：年額）上限

上記金額は現時点の見込額で今後の予算編成による。

なお、次年度以降も委託継続となった場合、委託金額は初年度の金額を上回ることはない。

## 8 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 江東区における競争入札参加資格があること。（東京都電子自治体共同運営「電子調達サービス」による）
- (2) 介護保険料または国税・地方税等の東京 23 区又は人口 50 万人以上自治体における電話による納付案内等の業務請負実績が、過去 5 年以内（令和 2 年度以降）にあること。
- (3) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会指定の「I S M S」適合制度の認証又は、プライバシーマークを取得していること。
- (4) 東京都内に本社または営業所があること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (7) 競争入札参加者心得（江東区）第 2 条に該当しないものであること。
- (8) 江東区から指名停止措置を受けていないこと。
- (9) 暴力団員による不当行為の防止等に関する法律第 2 条 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員が実質的に経営を支配する法人若しくはこれらに準ずる者でないこと。
- (10) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続き開始の申し立て又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225）に基づく再生手続きの申立てがなされてないこと。

## 9 再委託の禁止

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

## 10 主なスケジュール

内容	日時
① 実施要領等配布期間 (H P掲載)	令和8年1月16日(金)～ 令和8年2月16日(月)
② 実施要領に関する質問受付期限	令和8年2月4日(水)
③ 質問回答日	令和8年2月9日(月)
④ 参加申込書・企画提案書等の提出期限 ※P.3 11 (2) 提出書類①～⑨	令和8年2月16日(月)午後5時厳守
⑤ 第一次審査	令和8年2月18日(水)～ 令和8年2月20日(金)
⑥ 第一次審査結果連絡	令和8年2月25日(水)
⑦ 第二次審査 (プレゼンテーション)	令和8年3月12日(木)
⑧ 審査結果通知	令和8年3月16日(月)

## 11 参加方法

### (1) 実施要領の公表

期間：令和8年1月16日(金)～令和8年2月16日(月)

方法：区ホームページにて公表する。

### (2) 提出書類

- ① 参加申込書 (様式1)
- ② 定款の写し
- ③ 直近3年分の財務諸表 (貸借対照表及び損益計算書)
- ④ 情報セキュリティに関する認証書の写し (「8 参加資格 (3)」が確認できるもの)
- ⑤ 会社概要書 (様式2)
- ⑥ 企画提案書 (表紙は様式3・4を使用する)

※P.4 「12 企画提案書作成における留意事項」を参照

- ⑦ 業務実績書 (様式5) 「8 参加資格 (2)」の実績を記載すること

- ⑧ 各種報告様式 (任意様式)

実績報告書 (年報、月報、日報) 及びトラブル時の事故報告書など

- ⑨ 見積書 (様式6)

(3) 提出部数: 提出書類①～⑤、⑦～⑨は1部、⑥は正本1部、副本7部

(4) 提出方法: 書類は持参又は郵送 (書留郵便に限る) により提出とする。 (郵便での未着・遅延等の場合、理由の如何を問わず、区は責任を負わない)

(5) 提出先: 〒135-8383 京都江東区東陽四丁目 11番 28号

福祉部 介護保険課 資格保険料係（区役所3階5番窓口）

- (6) 時間:午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日を除く）
- (7) 提出期限:提出書類①～⑨令和8年2月16日（月）午後5時  
※期限までに提出がなければ辞退したとみなす。
- (8) 実施要領の内容についての質問受付及び回答
- ① 質問方法:質問は質問書（様式7）により行うものとし、電子メールにより提出すること。（送信先アドレス） [2303020@city.koto.lg.jp](mailto:2303020@city.koto.lg.jp)  
※電話又は窓口での口頭による質疑不可。
- ② 質問期限:令和8年2月4日（水）午後5時まで
- ③ 回答方法:質問への回答は区ホームページに掲示し、個別の回答は行わない

## 12 企画提案書作成における留意事項

- (1) 表紙は様式3（正本）及び様式4（副本）を使用し、様式3（正本）には会社名を記入し、様式4（副本）には会社名は記入しないこと。
- (2) 用紙はA4版縦型（横書き）で作成し、両面印刷とする。ただし、図表等表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することを差し支えない。ページ数は25ページ以内。
- (3) 文書の文字サイズは11ポイント以上、イラスト・イメージ図等の注釈等は8ポイント以上程度とし、判読できるものとすること。
- (4) A4版縦型ファイルに左止めで綴ること。
- (5) 様式4（副本）に限り、企画提案書（提案書表紙を除く）及びA4縦型ファイルには会社名、会社名が特定できる表現及びロゴマークなどを記載しないこと。
- (6) 企画案は1社1案とし別紙2「企画提案に対する評価基準」の記載項目順に具体的かつ詳細に記載し、わかりやすくまとめること。
- (7) 企画提案書において使用する言語及び通貨は商標及び固有名称を除き日本語並びに日本円通貨に限るものとし、使用する通貨は「円」とする。

## 13 選定方法

江東区区税等収納関連事業委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、第一次審査及び第二次審査の合計点数が最も高い事業者を受託候補者として選定する。

ただし、委員会で審査した結果、いずれの受託候補者も総合点が1,300点満点中780点未満の場合は選定しない。

(1) 評価基準

別紙2「企画提案に対する評価基準」のとおり

(2) 第一次審査（書類審査）

- ① 月日：令和 8 年 2 月 18 日（水）～2 月 20 日（金）
  - ② 提出された企画提案書等について書類審査を実施し、得点が高い順から 2 社程度を選定する。
  - ③ 第一次審査結果は令和 8 年 2 月 25 日（水）に参加事業者全社あてに電子メール送信及び書面発送にて通知する。結果についての電話等による問い合わせは不可。
- (3) 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）
- ① 月日：令和 8 年 3 月 12 日（木）
  - ② 場所：江東区役所（詳細は第 1 次審査結果と併せて通知）
  - ③ 時間：1 社あたり 30 分とし、説明時間 20 分、説明後の質疑応答時間を 10 分と予定している。
  - ④ 方法：企画提案書の内容の説明を行う。第一次審査通過者に対してプレゼンテーション・ヒアリングを行い、受託候補者を選定する。審査結果は令和 8 年 3 月 16 日（月）に第二次審査参加事業者あてに電子メール及び郵送にて通知する。結果についての電話等による問い合わせは不可。

## 14 応募事業者の失格

- 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
  - (2) 応募資格を満たさなくなった場合。
  - (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。
  - (4) 見積額が今回の委託限度額を超えてる場合。
  - (5) 第二次審査対象に選ばれた事業者が、第二次審査所定の日時・場所に出席しなかった場合。
  - (6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合。

## 15 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、契約締結後速やかに、下記項目において区ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

### 【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点

※ (1) 以外の参加者の名称は ABC 表記とし、総合点は点数順で表記する。

※参加者が 2 者の場合、次点者の得点は公表しない。

## 16 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と江東区との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。  
なお、この場合、次順位者を候補者とする。

## 17 その他留意事項

- (1) 応募に要する経費については参加者の負担とし、本区はいかなる費用も負担しない。
- (2) 提出された応募申込書及び提案書等は、一切返却しない。
- (3) 応募申込書、提案書は各提出期限以降の差し替えまたは再提出は認めない。
- (4) 審査期間中において、審査の経緯や経過等に関する問い合わせには一切応じない。
- (5) 電子メール等の通信事故には、本区はいかなる責任も負わない。
- (6) 提出された書類は、江東区情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象公文書として原則開示する。（ただし、区が同条例に規定する非開示情報に該当すると判断したものを除く）
- (7) 本委託業務に関する予算は、現在、令和8年度予算要求の段階であり、令和8年第1回江東区議会定例会において、本事業にかかる予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務契約は行わない。なお、上記に伴い、応募者または受託候補者に損害が生じた場合であっても本区は、その損害を一切負担しない。
- (8) 受託候補者は、業務開始日までに区と調整を行いながら準備スケジュールを作成し、準備を行うこと。なお、契約期間以前に準備委託契約は締結しない。
- (9) 参加辞退する場合は、すみやかに担当部署へ連絡し、辞退届（様式8）を提出すること。

## 18 応募申込書、企画提案書提出先および問い合わせ先

〒135-8383 東京都江東区東陽四丁目11番28号

江東区 福祉部 介護保険課 資格保険料係（区役所3階5番窓口）

☎ 03（3647）9493（直通）

FAX 03（3647）9466

メールアドレス 2303020@city.koto.lg.jp